

2024年11月27日
一般社団法人日本電機工業会
可搬形発電機業務専門委員会

可搬形発電機等におけるバイオ燃料のご使用について

カーボンニュートラルや循環型社会の実現に向けて、バイオ燃料は次世代の燃料として注目されています。現在、建設現場で可搬形発電機においても実証が進んでおりますが、下記の内容についてご留意頂きご使用いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 対象燃料

欧州規格 EN 15940 に準拠したパラフィン系燃料の GTL (Gas to Liquid) や RD (Renewable Diesel) 燃料を含む HVO (Hydrotreated Vegetable Oil)

2. エンジンへの影響

日本国内基準の軽油と比べ、燃料密度と単位あたりの発熱量が低いため、使用できるものの、燃料消費の増加や出力が低下する場合があります。また、エンジン部品等に使用されている一部のゴム及びエラストマーの硬化・収縮のリスクが発生します。

3. その他

地方税法上の軽油には該当しないため、他の油種との混和は注意が必要です。

また、国土交通省の直轄工事において、国土交通省 排出ガス対策型建設機械指定制度の基準値に適合するためには、試験時に使用する燃料が国土交通省ホームページに掲載されている「排出ガス対策型原動機の認定及び排出ガス対策型建設機械の指定に関する技術基準の取扱いについて」に記載されている成分と同等である必要があります。本対象燃料はそれに合致しており、排出ガス対策型建設機械指定制度に対し、軽油と同等の扱いが可能となります。

ご使用の前には、税法上の問題等を含め、各地方自治体に確認くださいますようお願いいたします。

以上